

11/29の発表

はじめよう、つづけよう。
「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル



報道発表資料の配付日時 11月29日(月) 11時00分

発表項目 (行事名)	令和3年度「世界エイズデー」について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 趣旨 毎年12月1日は世界エイズデーと定められており、エイズに関する正しい知識について普及啓発を推進し、エイズのまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るものとされています。</p> <p>2 稚内保健所の取り組み</p> <p>(1) 啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・12/1(水)～12/7(火)の当該期間において、宗谷総合振興局保健環境部保健行政室ロビーにてHIV/エイズに係るパネル展を実施します。 <p>(2) 定例検査、電話相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・毎月1回(第3水曜日)に検査を実施しています。 <p>(3) 定例検査についてホームページへの掲載</p> <p>3 お問い合わせ等</p> <ul style="list-style-type: none">・啓発活動や検査に関するお問い合わせ・相談の御希望等については稚内保健所健康推進課健康支援係(0162-33-3703)まで御連絡ください。		
参考	令和3年度「世界エイズデー」実施要綱		
報道(取材) に当たって のお願い	道民の皆様に、広く周知の御協力をお願いします。		
他のクラブ との関係	同時配付 (場所)		
担当 (連絡先)	稚内保健所 健康推進課長 成澤 弘美 TEL ダイヤルイン 0162-33-3702 (内線3630) 担当者 健康支援係長 金澤 由佳理 TEL ダイヤルイン 0162-33-3703 (内線3681)		

別添

令和3年度「世界エイズデー」実施要綱

1 名 称

令和3年度「世界エイズデー」

2 趣 旨

WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズ蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。

1996年から、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなつたUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承しているところである。

我が国においてもUNAIDSが提唱する“World AIDS Day”に賛同し、その趣旨を踏まえ、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、エイズ蔓延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消等を図る。

3 主 題（キャンペーンテーマ）

「レッドリボン30周年～Think Together Again～」

趣旨等については、別紙「令和3年度「世界エイズデー」キャンペーンテーマについて」を参照のこと。

4 期 日

令和3年12月1日

ただし、地域の実情等に応じ、12月1日を中心とした前後の日でも差し支えないものとする。

5 主 唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

6 実施方法

(1) 厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

関係行政機関、エイズ関連NGO（非政府組織）等の関係団体、民間企業、報道機関等の協力を得て、全国的な啓発活動の推進を図る。主として12月1日を中心に啓発事業を行うほか、年間を通じた普及啓発のためのキャンペーンを実施する。

(2) 都道府県、保健所を設置する市及び特別区

関係機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画、実施計画等に基づき、次の事項も参考にしながらHIV／エイズに関する正しい知識の啓発活動を展開する。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、映画等の協力を得た広報活動の実施
- ② ポスター、パンフレット、リーフレット、ビデオ等の作成・配布等による啓発活動の実施
- ③ 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等の実施
- ④ 学校、企業、地区組織等に対する呼びかけ及び協力
- ⑤ 一般住民のみならず、相談窓口職員、医療従事者、教育関係者等への啓発

7 普及啓発における留意点

(1) 普及啓発の基本的考え方

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成30年厚生労働省告示第9号）の趣旨を踏まえ、我が国に在住するすべての人々に対して、正しい知識の普及啓発の強化を図ること。普及啓発に当たっては、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供すること。

(2) 人権の尊重

患者・感染者が尊厳をもって暮らせる社会づくりのためには、患者・感染者のみならず、その周囲の人々のHIV／エイズに関する理解が必要であり、就学・就労を始めとする社会参加を促進することが、患者等の個人の人権尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体のHIV／エイズに関する偏見や差別の発生を未然に防止することになること。

また、患者・感染者が安心して医療を受けられる環境づくりを進めることが重要であり、エイズ診療に取り組む医療関係者へ支援を訴える必要があること。

(3) HIV治療の進歩と検査・早期治療の重要性

HIV治療の進歩に伴い、HIVに感染しても早期発見及び早期治療によって長期間、社会の一員として生活を営むことができるようになってきたこと。

検査・相談は無料・匿名で最寄りの保健所等で受けられることや医療機関でも受検ができることなど、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努め、検査を受けやすくするための特段の配慮が必要であること。

8 その他

広報の実施に当たっては、患者・感染者やその家族の社会的背景や人権に配慮すること。

また、研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等については、新型コロナウイルス感染症の最新の発生状況、政府・厚生労働省等から発する方針、通知等を踏まえ、実施の可否を判断すること。なお、実施する場合には、適切な感染対策を講じること。